

入札公告

次のとおり一般競争入札に付しま

す。令和5年2月6日

分任支出負担行為担当官

近畿農政局東条川二期農業水利事業所長 上田 富正

1. 一般競争入札に付す事項

- (1) 件 名 令和4年度 東条川二期農業水利事業所 水位計他購入
- (2) 特 質 等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納 入 期 限 令和5年3月31日
- (4) 納 入 場 所 近畿農政局東条川二期農業水利事業所
- (5) 入 札 方 法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

(6) 電子調達システムの利用

本件は、入札を電子調達システムで行う対象案件である。

なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出すること。

電子調達システムURL <https://www.geps.go.jp>

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」を有し、近畿地域の競争参加有資格者であること。
- (4) 近畿農政局長から近畿農政局物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成26年10月8日付け26近総第449号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 電子調達システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。

3. 入札手続等

- (1) 担当部局 〒673-1431 兵庫県加東市社490番地66
近畿農政局東条川二期農業水利事業所庶務課経理係
TEL：0795-42-0600

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書等は電子調達システムにより交付する。

但し、電子媒体により交付を希望する場合は、以下の期間及び場所において交付する。

- 1) 交付期間 令和5年2月6日から令和5年2月17日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く）の9時00分から17時00分まで
- 2) 交付場所 近畿農政局東条川二期農業水利事業所
- 3) その他 交付資料は、CD-R(無料)による配布とする。

(3) 契約条項を示す場所及び期間

上記(2)に準じる

(4) 入札説明会の場所及び日時

実施しない。

(5) 入札、開札の場所及び日時

1) 場 所 近畿農政局東条川二期農業水利事業所 会議室

2) 日 時 令和5年2月20日(月) 13時30分 入札後直ちに開

札 3) 入札書受領期限

1. 電子入札方式による場合

令和5年2月15日(水) 9時00分から令和5年2月17日(金) 17時15分までに電子調達システム上にて入札書を送信すること。

2. 紙入札方式による場合

郵送入札により参加する場合は、令和5年2月15日(水) 9時00分から令和5年2月17日(金) 17時15分までに、上記3.(1)の場所に送付(書留郵便にて必着のこと。)すること。持参により入札書を提出する場合は、令和5年2月15日(水) 9時00分から令和5年2月17日(金) 17時15分までにまでの間、若しくは令和5年2月20日(月) 13時30分に持参すること。

4. 競争参加資格等確認のための提出資料、場所、期限及び方法

(1) 提出資料 令和4・5・6年度資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

(2) 提出期限 令和5年2月17日(金) 17時15分

(3) 提出方法 電子調達システムによる。

なお、同システムによりがたい場合は上記3.(1)まで提出すること。

5. その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通過 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

6. 本公告に記載なき事項は、入札説明書による。

以上公告する。

～お知らせ～

1 農林水産省発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規定に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当省のホームページ(https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf)をご覧ください。

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について(令和2年7月17日閣議決定)に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。